

記者発表資料

**地元関係機関等と連携し、特定外来生物
「オオバナミズキンバイ」を除去します**

一昨年、初めて霞ヶ浦で確認された特定外来生物「オオバナミズキンバイ」は、琵琶湖では大繁殖し、生態系等に大きな被害が生じています。霞ヶ浦では、一昨年確認された唯一の群落を地元関係機関・大学等と連携協力して、2年連続して早期の除去に取り組み、群落を小さくすることができました。

今年も同じ箇所で、「オオバナミズキンバイ」の群落の除去に、多くの地元関係機関等と連携して取り組みます。

**実施日時：令和元年7月9日(火) 9時作業開始
(荒天時は、延期します)**

実施箇所：茨城県土浦市田村町地先(下記の地区)



当日は、取材可能です。取材を希望される場合は、当日の9時までに直接、除去実施箇所までお越しください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・茨城県政記者クラブ
土浦記者クラブ・鹿島記者クラブ・千葉県政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所
副所長 小栗幸雄 (おぐりさちお) TEL 0299-63-2411 (代表)
調査課長 秋元賢一 (あきもとけんいち) FAX 0299-62-4652

オオバナミズキンバイ除去の経緯・参加者・現場の状況

(1) 除去の経緯

今回の除去作業の実施の取り組みについては、茨城県（ミュージアムパーク茨城県自然博物館）と河川水辺の国勢調査アドバイザー（植物専門家）からの除去を協働で行いたい旨の申し入れがあり、お互い役割分担を持って取り組むこととなったものです（参考資料「河川における外来植物対策の手引き」）。

※「防除」とは、外来生物法による特定外来生物の防除等の措置を示す。

「除去」とは、それ以外の「防除」と同等の行為を示す。

(2) これまでの参加者

東邦大学、滋賀県立大学、茨城県生物多様性センター、ミュージアムパーク茨城県自然博物館、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、茨城県県南農林事務所、土浦市環境保全課、農業・食品産業技術総合研究機構、水資源機構利根川下流総合管理所、国土交通省霞ヶ浦河川事務所、土浦出張所、他

(3) 現場の状況



平成 29 年 7 月
面積 約縦 20m × 幅 8m



平成 30 年 4 月



平成 30 年 8 月
面積 約縦 5m × 幅 8m



平成 30 年 10 月
除去作業状況

<環境・農林水産省・国土交通省 共同発表>

「外来種被害防止行動計画」の公表について【平成27年3月27日】

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000107.html

「河川における外来植物対策の手引き」【平成25年12月】国土交通省河川環境課

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/tebiki.html

「外来種被害防止行動計画」より抜粋

【コラム】琵琶湖のオオバナミズキンバイ

2014年（平成26年）6月に特定外来生物に指定された水生植物のオオバナミズキンバイは、琵琶湖では南湖の赤野井湾で2009年（平成21年）に初確認された後、年々生育範囲を拡大させ南湖一円の沿岸域に拡がり、固有魚種等の生息地であるヨシ原を減少させるなどの生態系被害や船舶の航行や漁業活動にも支障をきたしています。その生育面積は、発見当初のわずか142㎡が4年後の2013年度（平成25年度）には、約18,000㎡を駆除したにも関わらず、年度末には約450倍の64,880㎡にまで増加しました。関係各主体が連携して対応するため、同年度末に「琵琶湖外来水生植物対策協議会」が設置され、2014年度（平成26年度）には、生育面積がさらに拡大しながらも、機械を用いた駆除手法を導入するなど駆除の効率化を図り、年度末の生育面積を前年度末から減少させることに成功しました。このように、侵略的外来種への対策には、早期防除と関係主体間の連携協力と、防除のための技術開発に向けた積極的な取組が重要であることが、改めて認識されています。



図 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度